

鳥取県告示第158号

鳥取県土地利用基本計画を平成22年3月16日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、南部町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課及び南部町企画政策課に備え置いて縦覧に供する。）